平成２２年（フ）第１４８号
岩手県北上市町分３地割149番地７
債務者　石川　哲也
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月１日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１号
岩手県北上市藤沢19地割106番地４　雇用促進住宅北常盤台宿舎１―305号、前住所岩手県北上市和賀町長沼５地割195番地９
債務者　佐々木雄二
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神木　篤
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月１日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２０１号
栃木県下野市薬師寺1753番地１
債務者　みどりクリーニングこと　伊澤　妙子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　美浩
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０７号
秋田市仁井田目長田１丁目10番40号
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月30日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６号
栃木県芳賀郡益子町大字上大羽679番地
債務者　黒子　勝男
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　信行
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７７号
栃木県芳賀郡益子町大字上大羽679番地
債務者　黒子　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　信行
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０６号
栃木県那須塩原市石林755番地７　グリーンハイツ乃木102号、前住所栃木県那須塩原市一区町1480番地12
債務者　小林律江子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　容子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１０号
栃木県佐野市久保町94番地８
債務者　押山　浩之
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　智義
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３７号
新潟市西区上新栄町５丁目７番70号
債務者　田中　聡
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩渕　浩
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３１号
広島市西区小河内町２丁目10番２―301号
債務者　末広旅館こと　中谷　賢正
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２号
広島市西区小河内町２丁目10番２―301号
債務者　中谷久美江
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２号
兵庫県姫路市白浜町甲2203番地２
債務者　柿園　定義
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　元秀
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９０号
神戸市西区竹の台６丁目６番地３―901号
債務者　渡邊　富章
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係